

森林育成事業完了検査実施要領

(趣旨)

第1 森林育成事業補助金交付要綱（平成15年4月23日施行。以下「要綱」という。）及び森林育成事業実施要領（平成15年8月21日施行。以下「事業要領」という。）に規定する県が行う完了検査に関しては、要綱及び事業要領に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(検査員)

第2 検査は、検査員が行う。

- 2 検査員は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。
- 3 検査は、その信頼性等を確保するため、2名以上の体制により実施するものとする。ただし、現地検査については、写真等に付随するGNSSの位置情報等を活用して確実に検査を行ったことが確認できる場合は、1名体制による検査も可とする。

(検査の区分及び現地検査の省略)

第3 検査は、申請のあった施行地ごとに、原則として書類検査及び現地検査により行うものとする。

なお、施行地とは、同一の事業主体が同一所有者の森林において、同一時期に実施する同一事業種の施行区域（原則として、接続する区域）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金交付申請書、オルソ画像、3次元点群データ、GIS上で作成された施行区域を表す図形（以下「GISデータ」という。）、野帳、写真等により申請内容が適正であることが確認できる施行地については、現地検査を省略することができる。
- 3 現地検査を実施する場合は、事業種ごとに下表に定める施行地について実施するものとし、これらを除く施行地については省略することができるものとする。

施行地の区分	現地検査の対象となる施行地数 (事業種ごと)
(1) 間伐，更新伐及び森林作業道を除く事業種の施行地 イ 1施行地の合計面積が3ha未満の場合 ロ 1施行地の合計面積が3ha以上の場合	施行地数の10%以上 全施行地
(2) 間伐及び更新伐の施行地	森林経営計画ごとに、施行地数の10%以上
(3) 森林作業道	路線数の10%以上 なお、一体的に実施するとして いる施業の1施行地における森林 作業道全体を1路線として扱う。

<p>(4) 市町村及び(一社)宮城県林業公社が事業主体として請負に付して実施する事業のうち、事業主体が作成した検査復命書(施業図、検査状況写真及び写真撮影位置図を含む)により、適切な事業の実施が確認できる施行地</p> <p>※検査復命書により適切な事業の実施が確認できない施行地については(1)から(3)を適用する。</p>	<p>1 施行地(又は1路線)以上</p>
--	-----------------------

- 4 現地検査を省略した施行地に係る検査調書には、現地検査を省略した旨を明示しておかなければならない。
- 5 現地検査を実施する施行地は、森林育成事業担当班以外の職員が別記様式第1号により無作為に抽出するとともに、当該様式は完了検査関係書類として保管する。
- 6 事業要領第14に基づき事前確認を実施している場合、事前確認依頼のあった施行地を除く施行地について、前項の抽出により現地検査を実施する。
- 7 付帯施設等整備及び森林作業道については、一体的に実施するとしている事業種と併せて現地検査を実施できるものとする。
 なお、この場合は、付帯施設等整備及び森林作業道の1施行地(又は1路線)分について現地検査を実施したものとして取り扱うことができる。
- 8 森林作業道について、現地検査の対象となった路線が、複数の異なる線形及び始終点を有する道(本線、支線等)により構成されている場合は、これらの中で更に10%以上を抽出して現地検査を実施するものとする。
- 9 第4に基づき不合格と判断された施行地が存在した場合、第2項及び第3項の規定による現地検査の省略は適用せず、全施行地について現地検査を実施するものとする。
- 10 一度不合格となり再度申請があった施行地については、第2項及び第3項の規定にかかわらず現地検査を実施するものとする。

(検査調書及び検査結果)

- 第4 検査員は、検査した事項を検査調書に記入し、これに押印又は署名する。また、現地検査を実施した場合は、立会者の氏名を検査調書に記載する。
- 2 検査員は、施行地ごとに合格又は不合格を認定するものとし、この要領並びに要綱及び事業要領の規定に適合しないものは不合格とする。
- 3 検査員は、前項により不合格と認定された施行地について、別記様式第2号により検査結果を申請者に通知するとともに、通知内容を検査調書に記載する。

(GIS等の活用)

- 第5 検査に合格した施行地については、GISデータにより位置、区域、面積、延長等の情報を管理し、以後の検査に活用するよう努める。

(要件等の確認)

第6 検査員は、別記様式第3号により申請内容が適正であることを確認するとともに、当該シートを検査調書に添付する。

2 検査員は、森林所有者が事業の実施に同意していることについて、交付申請ごとに1名以上の無作為に抽出した森林所有者に対し電話等で確認する。

(施行地の位置)

第7 申請書に記載された施行地の位置については、森林計画図、GNSSの位置情報、GIS等で確認する。

(施行地の面積又は延長)

第8 次のいずれかの方法により施行地の面積又は延長を確認する。

なお、測量方法は事業要領第9第2項から第4項に準ずるものとする。

(1) 提出されたオルソ画像及びGISデータによる確認

イ 検証点2点の座標値をGIS上で確認し、事業主体の測量成果(検証点の座標値又は検証点間距離)と比較する。許容される誤差の限度は、座標値で3m又は検証点間距離で5/100とする。

ロ GISデータにより面積又は延長を再計算し、申請された面積又は延長と一致することを確認する。

(2) 現地検査(UAV(ドローン)による写真測量)

イ 作成したオルソ画像により施行地の面積又は延長をGIS上で確認し、申請された面積又は延長と比較する。許容される誤差の限度は5/100とする。

ロ 申請者の測量データや施業図に基づき、GIS、各種ソフトウェア、点格子板、プラニメータ等により面積又は延長を再計算し、申請された面積又は延長と一致することを確認する。

(3) 現地検査(GNSS測量)

イ 1箇所以上の測点を計測し、申請者の測量データ(座標値又は測点間距離)と比較する。許容される誤差の限度は、測点の座標値で3m又は測点間距離で5/100とする。

ロ 申請者の測量データや施業図に基づき、GIS、各種ソフトウェア、点格子板、プラニメータ等により面積又は延長を再計算し、申請された面積又は延長と一致することを確認する。

(4) 現地検査(コンパス測量)

イ 1箇所以上の測線を計測し、申請者の測量データと比較する。許容される誤差の限度は測点間距離で5/100とする。

ロ 申請者の測量データや施業図に基づき、GIS、各種ソフトウェア、点格子板、プラニメータ等により面積又は延長を再計算し、申請された面積又は延長と一致することを確認する。

(人工造林の検査)

第9 人工造林の施行地の位置については第7、面積については第8により確認する。

2 植栽本数について、次のいずれかの方法(以下「本数検査法」という)により確認する。

- (1) 施行地の面積 5 ha 当たり 1 箇所以上で、施行地内の任意の植列において、植栽木 11 本の間の延長及びその植列に直角の方向に 11 列の間の延長をそれぞれ確認し、苗間列間距離の平均値を求め、1 ha 当たりの植栽本数を算出する方法。
 - (2) 施行地の面積 5 ha 当たり 1 箇所以上で、任意の場所に面積 100 m²を基準として設定した標準地内の全植栽本数を計測する方法（以下「本数検査法（2）」という）。
 - (3) 施行地内における全植栽本数を計測する方法（以下「本数検査法（3）」という）。
- 3 枯損苗本数を本数検査法により確認し、枯損苗本数を植栽本数で除することで枯損率を算出する。許容される率は 20%以下とし、枯損率が 20%以下である場合は植栽本数を補助対象本数とする。
 - 4 1 施行地内に複数の樹種が植栽されている場合には、本数の割合に基づき面積を按分して区分する。
 - 5 樹種、規格及び本数について、苗木受払簿等により確認する。
 - 6 人工造林（一貫作業）については、機械地拵え及びコンテナ苗の活用により、主伐と一体的に再造林が実施されているかを写真等により確認する。

（下刈り及び除伐の検査）

- 第 10 下刈り及び除伐の施行地の位置については第 7、面積については第 8 により確認する。
- 2 植栽木の生育を阻害している雑草木、不良木及び不用木の除去が確実に行われているかを確認する。
- 3 2 回刈りについて、やむを得ない理由により 1 回目の交付申請及び検査が未了の状態ですら 2 回目に着手している場合、1 回目の実施状況については写真により確認する。

（雪起こし及び倒木起こしの検査）

- 第 11 雪起こし及び倒木起こしの施行地の位置については第 7、面積については実施本数率に被害区域面積を乗じた値とする。
- 2 実施本数率は実施本数を現存生立本数で除した値とし、本数検査法（2）又は（3）に準じて確認する。

（保育間伐、間伐及び更新伐の検査）

- 第 12 保育間伐、間伐及び更新伐の施行地の位置については第 7、面積については第 8 により確認する。
- 2 伐採率について、本数検査法（2）又は（3）に準じて確認する。
なお、列状伐採の場合は、施行地内の伐採列数及び残列数を調査し、伐採率を確認する。
- 3 間伐、更新伐における伐採木の搬出材積について、出荷先の伝票等により確認する。ただし、これにより難しい場合は、はい積写真及び検知野帳等により確認する。

（森林作業道の検査）

- 第 13 森林作業道の始終点及び施行地の位置については第 7、延長については第 8 により確認

し、出来高設計書と適合していることを確認する。

- 2 幅員を1箇所以上計測し、出来高設計書と適合していることを確認する。
- 3 路面工について、敷厚を確認する。また、谷側に0.5mの路肩、又は丸太筋工等による流出、洗掘防止対策が施されているかを確認する。
- 4 横断排水工について、作業図、契約書の写し、伝票、検収写真等に基づき、資材の規格、数量等を確認する。

(防護柵の検査)

第14 防護柵の施行地の位置については第7、延長については第8により確認する。

- 2 作業図、契約書の写し、伝票、検収写真等に基づき、資材の規格、数量等を確認する。

(食害防護資材設置及び剥皮防護資材設置の検査)

第15 食害防護資材設置及び剥皮防護資材設置の施行地の位置については第7、面積については第8により確認する。

- 2 実施本数について、本数検査法により確認する。
- 3 作業図、契約書の写し、伝票、検収写真等に基づき、資材の規格、数量等を確認する。

(忌避剤の検査)

第16 忌避剤の施行地の位置については第7、面積については第8により確認する。

- 2 実施本数について、本数検査法により確認する。
- 3 作業図、契約書の写し、伝票、検収写真等に基づき、薬剤の規格、数量等を確認する。

(衛生伐の検査)

第17 衛生伐の施行地の位置については第7、面積（面的整備）については第8、面積（単木的整備）については森林簿等により確認する。

- 2 業務対象木がすべて伐倒され、毎年度別に定める「森林病虫害等防除（松くい虫）事業実施に係る留意点について」のとおり、適切に処理されているかを確認する。

(花粉発生源植替えの検査)

第18 花粉発生源植替えの施行地の位置については第7、面積については第8により確認する。

- 2 前生樹の伐採率及び植栽本数を本数検査法により確認する。
- 3 枯損苗本数を本数検査法により確認し、枯損苗本数を植栽本数で除することで枯損率を算出する。許容される率は20%以下とし、枯損率が20%以下である場合は植栽本数を補助対象本数とする。
- 4 花粉症対策苗木について、苗木受払簿等により樹種、規格及び本数を確認する。
- 5 機械地拵え及びコンテナ苗の活用により、主伐と一体的に再生林が実施されているかを写真等により確認する。

(現地検査における確認事項の施業図への記入)

第19 現地検査で確認した次の事項については、施業図（実測図）に記入するものとする。ただし、（5）については、現地検査において申請内容が適正であると認められ、かつGNSSデータが記録された検査写真等により検査位置を特定することができる場合は省略することができる。

- (1) 検測した線又は検測点と検測結果
- (2) 標準地又は検定した苗間列間のおよその位置と調査結果
- (3) 面積の再計算結果（除地の面積や、既設の森林作業道の敷地面積を含む）
- (4) その他確認事項
- (5) 現地検査において、検査員が踏査した経路

(現地検査状況写真)

第20 現地検査を実施した場合には、状況写真を施行地ごとに検査項目（測線、延長、植栽本数、伐採本数等）当たり1枚以上撮影し、検査調書に添付しておくものとする。

2 写真は、原則としてGNSSによる位置情報が記録されたものとする。

なお、写真に位置情報が記録されていない場合には、写真撮影位置図を作成の上、検査調書に添付しておくものとする。

3 施行地ごとに、施行地名、事業種、面積・延長、撮影年月日、撮影者氏名、検査員氏名等を記載した黒板等と、全ての検査員及び立会者が写った写真を1枚以上撮影し、検査調書に添付しておくものとする。また、始終点や測点にはポール等の指標を置き、延長・幅・高さ等が確認できるよう撮影する。

附 則

- 1 この要領は、平成16年9月22日から施行する。
- 2 造林補助事業検査実施要領（昭和49年12月25日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年11月14日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年6月30日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年6月5日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年6月12日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年9月30日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に受理した申請に係る検査の実施については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成30年7月20日から施行する。

- 2 この要領の施行日前に受理した申請に係る検査の実施については，なお従前の例による
附 則
- 1 この要領は，令和2年2月7日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に受理した申請に係る検査の実施については，なお従前の例による。
附 則
- 1 この要領は，令和3年7月14日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に受理した申請に係る検査の実施については，なお従前の例による。
附 則
- 1 この要領は，令和4年8月19日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に受理した申請に係る検査の実施については，なお従前の例による。